

『医科点数表の医薬品がわかる診療報酬×薬剤リスト 令和2年版』  
追補のお知らせ

次の告示・通知により，本書の内容に変更が生じたので，ここに追補します。

- 〔1. 令 2.11.17 保医発 1117 第 3 号に係る変更〕
- 〔2. 令 2.11.17 告示・18 収載新薬 に係る変更〕

2020 年 12 月 3 日

診療報酬×薬剤リスト令和2年版 追補  
(令和2年12月3日提供)

[1. 令2.11.17 保医発1117第3号に係る変更]

【第I部 診療報酬編 追補】

頁	表組内に追加する成分/品名
30	(既存の <b>B001「2」</b> <b>2</b> <b>抗てんかん剤</b> に追加)
～	(既存の <b>ミダゾラム</b> 1139i <b>抗てんかん剤&gt;その他</b> に追加)
33	<p>⊕<b>⊖</b>プロラム口腔用液2.5mg</p> <p>⊕<b>⊖</b>プロラム口腔用液5mg</p> <p>⊕<b>⊖</b>プロラム口腔用液7.5mg</p> <p>⊕<b>⊖</b>プロラム口腔用液10mg</p>
58	(既存の <b>B008</b> <b>1</b> <b>抗悪性腫瘍剤</b> に追加)
～	<b>セツキシマブ サロタロカンナトリウム (遺伝子組換え)</b> 4299i <b>その他の腫瘍用薬&gt;その他</b>
72	<p>⊕<b>⊖</b>アキシャルックス点滴静注250mg</p> <p><b>ニラバリプトシル酸塩水和物</b> 4291 <b>その他の腫瘍用薬&gt;その他の抗悪性腫瘍剤</b></p> <p>⊕<b>⊖</b>ゼジューラカプセル100mg</p>
72	(既存の <b>B008</b> <b>2</b> <b>免疫抑制剤</b> に追加)
～	<b>フィルゴチニブマレイン酸塩</b> 3999i <b>他に分類されない代謝性医薬品&gt;その他</b>
76	<p>⊕<b>⊖</b>ジセラ錠100mg</p> <p>⊕<b>⊖</b>ジセラ錠200mg</p>
81	(既存の <b>B008</b> <b>4</b> <b>抗てんかん剤</b> に追加)
～	(既存の <b>ミダゾラム</b> 1139i <b>抗てんかん剤&gt;その他</b> に追加)
84	<p>⊕<b>⊖</b>プロラム口腔用液2.5mg</p> <p>⊕<b>⊖</b>プロラム口腔用液5mg</p> <p>⊕<b>⊖</b>プロラム口腔用液7.5mg</p> <p>⊕<b>⊖</b>プロラム口腔用液10mg</p>
89	(既存の <b>B008</b> <b>9</b> <b>精神神経剤</b> に追加)
～	(既存の <b>パリペリドンパルミチン酸エステル</b> 1179i <b>精神神経剤&gt;その他</b> に追加)
104	<p>⊕<b>⊖</b>ゼプリオンTRI水懸筋注175mgシリンジ</p> <p>⊕<b>⊖</b>ゼプリオンTRI水懸筋注263mgシリンジ</p> <p>⊕<b>⊖</b>ゼプリオンTRI水懸筋注350mgシリンジ</p> <p>⊕<b>⊖</b>ゼプリオンTRI水懸筋注525mgシリンジ</p>
104	(既存の <b>B008</b> <b>10</b> <b>糖尿病用剤</b> に追加)
～	<b>セマグルチド (遺伝子組換え)</b> 2499i <b>その他のホルモン剤 (抗ホルモン剤を含む。) &gt;その他</b>
110	<p>⊕<b>⊖</b>リベルサス錠3mg</p> <p>⊕<b>⊖</b>リベルサス錠7mg</p> <p>⊕<b>⊖</b>リベルサス錠14mg</p>

※「診療報酬×薬剤リスト」追補の無断複製・転載を禁じます

診療報酬×薬剤リスト令和2年版 追補  
(令和2年12月3日提供)

[2. 令2.11.17 告示・18 収載新薬 に係る変更]

【第I部 診療報酬編 追補】

頁	表組内に追加する成分/品名
340	(既存の <b>別紙36 100</b> 【抗精神病薬】 <b>パリペリドンパルミチン酸エステル</b> に追加) (既存の <b>パリペリドンパルミチン酸エステル</b> 1179i 精神神経用剤>その他 に追加) ④ 注 ④ ゼプリオンTRI水懸筋注175mgシリンジ ④ 注 ④ ゼプリオンTRI水懸筋注263mgシリンジ ④ 注 ④ ゼプリオンTRI水懸筋注350mgシリンジ ④ 注 ④ ゼプリオンTRI水懸筋注525mgシリンジ
346	(既存の <b>療担規則(2) 3</b> <14日分を限度とする内服薬,外用薬,注射薬> <b>薬価収載後1年未満の新薬</b> に追加) <b>インコボツリヌストキシンA</b> 1229i 骨格筋弛緩剤>その他
349	④ 注 ④ ゼオマイン筋注用50単位 ④ 注 ④ ゼオマイン筋注用100単位 ④ 注 ④ ゼオマイン筋注用200単位 <b>エナロデュスタット</b> 3999i 他に分類されない代謝性医薬品>その他 ④ 注 ④ エナロイ錠2mg <b>F14日</b> ④ 注 ④ エナロイ錠4mg <b>F14日</b> <b>セツキシマブ サロタロカンナトリウム (遺伝子組換え)</b> 4299i その他の腫瘍用薬>その他 ④ 注 ④ アキシャルックス点滴静注250mg <b>セマグルチド (遺伝子組換え)</b> 2499i その他のホルモン剤 (抗ホルモン剤を含む。) >その他 ④ 注 ④ リベルサス錠3mg <b>F14日</b> ④ 注 ④ リベルサス錠7mg <b>F14日</b> ④ 注 ④ リベルサス錠14mg <b>F14日</b> <b>ソフピロニウム臭化物</b> 1259i 発汗剤, 止汗剤>その他の発汗剤, 止汗剤 ④ 注 ④ エクロックゲル5% <b>F14日</b> <b>ニラパリプトシル酸塩水和物</b> 4291 その他の腫瘍用薬>その他の抗悪性腫瘍用剤 ④ 注 ④ ゼジューラカプセル100mg <b>F14日</b> (既存の <b>パリペリドンパルミチン酸エステル</b> 1179i 精神神経用剤>その他 に追加) ④ 注 ④ ゼプリオンTRI水懸筋注175mgシリンジ ④ 注 ④ ゼプリオンTRI水懸筋注263mgシリンジ ④ 注 ④ ゼプリオンTRI水懸筋注350mgシリンジ ④ 注 ④ ゼプリオンTRI水懸筋注525mgシリンジ <b>フィルゴチニブマレイン酸塩</b> 3999i 他に分類されない代謝性医薬品>その他 ④ 注 ④ ジセレカ錠100mg <b>F14日</b> ④ 注 ④ ジセレカ錠200mg <b>F14日</b>

※「診療報酬×薬剤リスト」追補の無断複製・転載を禁じます

診療報酬×薬剤リスト令和2年版 追補  
(令和2年12月3日提供)

346	(既存の <b>ミダゾラム</b> 1139i 抗てんかん剤>その他 (に追加)
～	Ⓧ ㊦ プロラム口腔用液2.5mg F14日
349	Ⓧ ㊦ プロラム口腔用液5mg F14日
	Ⓧ ㊦ プロラム口腔用液7.5mg F14日
	Ⓧ ㊦ プロラム口腔用液10mg F14日

※「診療報酬×薬剤リスト」追補の無断複製・転載を禁じます

診療報酬×薬剤リスト令和2年版 追補  
(令和2年12月3日提供)

【第Ⅱ部 薬剤リスト編 追補】

**注** 〔**ア**〕アキャルックス点滴静注250mg (楽天メディカル)  
セツキシマブ サロタロカンナトリウム(遺伝子組換え)  
4299i 抗体-光感受性物質複合体  
A除外薬 B001(23) B008M → 1 D004-2 G化1 G003 K169  
K526-4 老健

〔保険通知〕本薬剤の効能又は効果に関連する注意に、「化学放射線療法等の標準的な治療が可能な場合にはこれらの治療を優先すること。」と記載されているので、本剤の投与が必要と判断した理由を診療報酬明細書に記載すること。(令2.11.17保医発1117第3号)

〔**般**〕〔**注**〕インコボツリヌストキシニンA 1229i 骨格筋弛緩剤>その他  
→ゼオマイン

〔保険通知〕→ゼオマイン

〔**外**〕〔**ア**〕エクロックゲル5% (科研)  
ソフピロニウム臭化物 1259i 原発性腋窩多汗症治療剤

F14日

〔**メ**〕F14日:令和3年11月末日まで

〔保険通知〕本薬剤の効能又は効果は「原発性腋窩多汗症」であることから、原発性腋窩多汗症の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。また、本薬剤の投与開始に当たっては、多汗症疾患重症度評価尺度(HDSS)を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。(令2.11.17保医発1117第3号)

〔**内**〕〔**ア**〕エナロイ錠2mg (日本たばこ)  
〔**内**〕〔**ア**〕エナロイ錠4mg (日本たばこ)

エナロデュスタット 3999i 腎性貧血治療薬

F14日 J038

〔**メ**〕F14日:令和3年11月末日まで

〔**般**〕〔**内**〕エナロデュスタット 3999i 他に分類されない代謝性医薬品>その他  
→エナロイ

〔**内**〕〔**ア**〕ジセレカ錠100mg (ギリアド)  
〔**内**〕〔**ア**〕ジセレカ錠200mg (ギリアド)

フィルゴチニブマレイン酸塩 3999i ヤヌスキナーゼ(JAK)阻害剤

B008M → 2 F14日

〔**メ**〕F14日:令和3年11月末日まで

〔保険通知〕本薬剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、メトトレキサートをはじめとする少なくとも1剤の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。(令2.11.17保医発1117第3号)

〔**注**〕〔**ア**〕ゼオマイン筋注用50単位 毒 (帝人ファーマ)

〔**注**〕〔**ア**〕ゼオマイン筋注用100単位 毒 (帝人ファーマ)

〔**注**〕〔**ア**〕ゼオマイン筋注用200単位 毒 (帝人ファーマ)

インコボツリヌストキシニンA 1229i A型ボツリヌス毒素製剤

G017 G018 K823-6 L100

〔保険通知〕本薬剤は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素製剤であり、警告において、「A型ボツリヌス毒素を緊張筋以外の部位に投与すると、一時的に周辺筋肉群の筋力低下等が現れることがあるため、本剤の投与は、講習を受けた医師で、本剤の安全性及び有効性を十分理解し、高度な解剖学的知識、筋電図、超音波検査、又はスティミュレーター等の測定技術及び本剤の施注手技に関する十分な知識・経験のある医師が行うこと。また、本剤の使用上の注意を熟読した上で、用法及び用量を厳守し、上肢痙縮以外には使用しないこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意し、上肢痙縮に使用した場合に限り算定するものであること。(令2.11.17保医発1117第3号)

〔**内**〕〔**ア**〕ゼジューラカプセル100mg (武田)  
ニラバリプトシル酸塩水和物 4291 抗悪性腫瘍剤

A除外薬 B001(23) B008M → 1 D004-2 F14日 F悪処 老健  
老健/処

〔**メ**〕F14日:令和3年11月末日まで

〔保険通知〕本薬剤を「白金系抗悪性腫瘍剤感受性の相同組換え修復欠損を有する再発卵巣癌」に用いる場合は、効能又は効果に関連する使用上の注意において、「3つ以上の化学療法歴のある患者を対象とすること。」及び「承認された体外診断用医薬品又は医療機器を用いた検査により、相同組換え修復欠損を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、過去に実施した化学療法歴及び相同組換え修復欠損を有することを確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。なお、検査実施年月日は、当該検査を実施した月のみ記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。(令2.11.17保医発1117第3号)

〔**般**〕〔**注**〕セツキシマブ サロタロカンナトリウム(遺伝子組換え)  
4299i その他の腫瘍用薬>その他

→アキャルックス

〔保険通知〕→アキャルックス

〔**注**〕〔**ア**〕ゼプリオンTRI水懸筋注175mgシリンジ (ヤンセン)

〔**注**〕〔**ア**〕ゼプリオンTRI水懸筋注263mgシリンジ (ヤンセン)

〔**注**〕〔**ア**〕ゼプリオンTRI水懸筋注350mgシリンジ (ヤンセン)

〔**注**〕〔**ア**〕ゼプリオンTRI水懸筋注525mgシリンジ (ヤンセン)

パリペリドンバルミチン酸エステル 1179i 持効性抗精神病剤

A除外薬 A非精 B008M → 9 IO13/1

〔**般**〕〔**内**〕セマグルチド(遺伝子組換え)  
2499i その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む。)>その他

→リベルサス

〔保険通知〕→リベルサス

〔**外**〕〔**ア**〕ソフピロニウム臭化物 1259i 発汗剤、止汗剤>その他の発汗剤、止汗剤

→エクロック

〔保険通知〕→エクロック

〔**般**〕〔**内**〕ニラバリプトシル酸塩水和物 4291 その他の腫瘍用薬>その他の抗悪性腫瘍剤

→ゼジューラ

〔保険通知〕→ゼジューラ

〔**般**〕〔**注**〕パリペリドンバルミチン酸エステル 1179i 精神神経用剤>その他  
→ゼプリオン

〔**般**〕〔**内**〕フィルゴチニブマレイン酸塩 3999i 他に分類されない代謝性医薬品>その他

→ジセレカ

〔保険通知〕→ジセレカ

〔**外**〕〔**ア**〕プロラム口腔用液2.5mg 向 (武田)

〔**外**〕〔**ア**〕プロラム口腔用液5mg 向 (武田)

〔**外**〕〔**ア**〕プロラム口腔用液7.5mg 向 (武田)

〔**外**〕〔**ア**〕プロラム口腔用液10mg 向 (武田)

ミダゾラム 1139i 抗いれん剤

B001特1 → 2 B008M → 4 F14日

〔**メ**〕F14日:令和3年11月末日まで

※「診療報酬×薬剤リスト」追補の無断複製・転載を禁じます

## 診療報酬×薬剤リスト令和2年版 追補 (令和2年12月3日提供)

<b>般注外</b> ミダゾラム	
1124 催眠鎮静剤、抗不安剤＞ベンゾジアゼピン系製剤／1139i 抗てんかん剤＞その他	
→ドルミカム、プロラム、ミダゾラム、ミダフレッサ	
<b>提供事例</b> ①【小児科】けいれん重積状態を含むてんかん重積状態 ②【歯科】歯科診療における静脈内鎮静 ③【麻酔科】区域麻酔時の鎮静	
内 宛	リベルサス錠3mg (ノボ)
内 宛	リベルサス錠7mg (ノボ)
内 宛	リベルサス錠14mg (ノボ)
セマグルチド(遺伝子組換え)	2499i 2型糖尿病治療剤
<b>BO08M</b> → <b>10</b> <b>F14日</b>	
×モ F14日:令和3年11月末日まで	

**保険通知** ①本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の適用は、あらかじめ糖尿病治療の基本である食事療法・運動療法を十分に行ったうえで効果が不十分な場合に限り考慮すること。」とされており、また、用法及び用量に関連する注意において、「本剤14mgを投与する際には、本剤の7mg錠を2錠投与することは避けること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。②本製剤の重要な基本的注意において「本剤とDPP-4阻害剤はいずれもGLP-1受容体を介した血糖降下作用を有している。両剤を併用した際の臨床試験成績はなく、有効性及び安全性は確認されていない。」とされているので、DPP-4阻害剤との併用は避けること。③関係学会のガイドライン等におけるGLP-1受容体作動薬の位置付けに留意することとし、他の経口血糖降下薬を投与していない患者に本剤を投与する場合は、本剤の投与が必要と判断した理由を診療報酬明細書に記載すること。(令2.11.17保医発1117第3号)

※「診療報酬×薬剤リスト」追補の無断複製・転載を禁じます